

○久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

昭和47年4月1日
久留米市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、[久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例\(昭和47年久留米市条例第13号。以下「条例」という。\)](#)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭60規則25・平17規則97の3・一部改正)

(集積所の届出)

第2条 [条例第3条第2項](#)に規定する集積所を利用し、又は利用しようとする者の代表者は、毎年、ごみ集積所登録届出書([第1号様式](#))を市長に提出しなければならない。

2 ごみ集積所登録届出書には、3年に1回「燃やせるごみ」集積所利用者名簿([第2号様式](#))を添えなければならない。

(平10規則25・全改、平27規則62・一部改正)

(資源物の収集運搬の禁止等)

第2条の2 [条例第3条の2第1項](#)の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 市から資源物の収集及び運搬業務の委託を受けた者

(2) 市と資源物収集に関する協定を締結している者であって、市が定める一般廃棄物の収集計画に従い、資源物の収集及び運搬を行う者

(3) 資源回収登録団体(団体活動の活性化と資源物の有効活用を図るため、資源物を定期的に回収する活動(以下「集団回収活動」という。))を行う自治会、子ども会その他の市民団体であって、かつ、当該活動が営利を目的としないものである団体として市に登録された団体をいう。以下同じ。)に属する者(資源回収登録団体が行う集団回収活動で、市が定める収集日([条例第3条第2項](#)の規定により市長が地域ごとに定めた家庭系廃棄物の収集日をいう。))以外の日において、当該資源回収登録団体が収集場所として、あらかじめ市長に届出をした集積所から収集し、又は運搬する場合に限る。)

(4) 資源回収登録業者(資源回収登録団体から集団回収の収集又は運搬業務の委託を受けた者であって、市が定める収集日以外の日において、当該資源回収登録団体が収集場所としてあらかじめ市長に届出をした集積所から、収集及び運搬する場合に限る。)

(5) 資源物集積所の管理者

2 [条例第3条の2第1項](#)の規則で定める資源物は、次に掲げるものとする。

(1) 新聞紙

(2) ダンボール

(3) 雑誌類

(4) 布類

(5) カン類

(6) ビン類

(7) ペットボトル

(8) なべ、やかん等の金属製品

(9) デジタルカメラ、携帯電話等の使用済小型電子機器等

(10) プラスチック製容器包装

(11) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(平23規則78・追加、平27規則62・一部改正)

(収集運搬の禁止命令)

第2条の3 [条例第3条の2第4項](#)の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書([第3号様式](#))により行うものとする。

(平23規則78・追加、平27規則62・一部改正)

(指定袋)

第3条 [条例第3条第5項](#)の家庭用の指定袋は、黄色半透明とし、[条例第5条第5項](#)の事業所用の指定袋は、無色透明とし、規格は次のとおりとする。

(1) 家庭用の指定袋(燃やせるごみ及び燃やせないごみ用)([第4号様式](#))

大型 縦 75センチメートル

横 50センチメートル
(折込み 7センチメートル)

小型 縦 58センチメートル
横 40センチメートル
(折込み 5センチメートル)

(2) 事業所用の指定袋(燃やせるごみ用) ([第5号様式](#))

大型 縦 80センチメートル
横 65センチメートル

小型 縦 70センチメートル
横 50センチメートル

2 家庭用の指定袋の文字の印刷の色は、黒色とし、事業所用の指定袋の文字の印刷の色は、紺色とする。

3 [条例第3条第5項ただし書](#)の市長が規則で定める品目は、[別表第1](#)のとおりとする。

4 地域での環境美化活動に伴うごみ袋については、市長が別に定める。

5 [条例第12条](#)の規定により徴収する手数料は、指定袋の代金をもって充てる。

(平8規則41・全改、平12規則49・平13規則43・平15規則13・平23規則13・平27規則62・令3規則55・一部改正)

(一般廃棄物の分別等)

第3条の2 自ら処分しない一般廃棄物の分別は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、粗大ごみ及び有害ごみとする。

2 一般廃棄物の収集を受けようとする者は、[前項](#)に規定する種類ごとに分別するとともに、決められた収集日に、決められた場所に搬入しなければならない。

(平4規則49・追加、平16規則10・平27規則62・一部改正)

(多量の一般廃棄物の範囲)

第3条の3 [条例第6条第1項](#)に規定する多量の一般廃棄物の範囲は、1回の排出が、燃やせるごみについては家庭用の指定袋の大型2袋を超え、燃やせないごみについては家庭用の指定袋の大型1袋を超え、資源ごみの古紙については10キログラムを超え、及び資源ごみの空カン及び空ビンについては家庭用の指定袋の大型2袋を超えるものとする。

(平8規則41・追加、平27規則62・一部改正)

(粗大ごみの処理手数料等)

第3条の4 [条例第14条第1項](#)に規定する粗大ごみの処理手数料の額は、[別表第2](#)のとおりとする。

2 粗大ごみの収集を申し込んだ者は、[前項](#)の処理手数料を収集日の前日までに納付書(粗大ごみ処理手数料)([第6号様式](#)。以下「納付書」という。)又は市長が別に定める電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法により納付するものとする。

3 粗大ごみの排出に当たっては、排出しようとする粗大ごみに、処理手数料を納付書により納付した場合にあっては、粗大ごみ処理ステッカー([第7号様式](#))を貼り付け、電子情報処理組織を使用する方法により納付した場合にあっては、受付番号(納付の際に通知される番号をいう。)を任意の方法で表示しなければならない。

4 [条例第14条第2項](#)の規定により市長が指定する場所まで運搬することを求めることができる粗大ごみの品数は、1回につき5品までとする。

(平8規則41・追加、平15規則61・平16規則10・平20規則66・平23規則13・平27規則62・令3規則15・一部改正)

(し尿収集量の確認)

第4条 [条例第15条](#)により、市がし尿を収集したときは、し尿収集量通知書([第8号様式](#))に世帯主又はこれに準ずる者の確認を受けなければならない。

(平4規則49・旧第3条繰下・一部改正、平5規則10・平8規則41・平27規則62・一部改正)

(手数料の減免)

第5条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、[条例第16条](#)の規定により手数料を減免することができる。

(1) 天災により発生した廃棄物の処理を行うとき。

(2) 公費の援助を受け、又は公費の援助を受けようとする者から、その必要により申請があったとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

- 2 前項の手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物等処理手数料減免申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(平3規則38・全改、平4規則49・平8規則41・平23規則13・平27規則62・一部改正)

(その他必要な事項)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平3規則38・追加、平22規則47・旧第14条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(久留米市清掃条例施行規則の廃止)
- 2 久留米市清掃条例施行規則(昭和41年久留米市規則第14号)は、廃止する。
(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う経過措置)
- 3 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町(以下「旧4町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、田主丸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和51年田主丸町規則第2号。以下「田主丸町規則」という。)、北野町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成9年北野町規則第22号。以下「北野町規則」という。)、城島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成7年城島町規則第11号)又は三潴町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成8年三潴町規則第1号)の規定によりなされた申請、処分その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
(平17規則90・追加、平22規則47・旧第5項繰上、平27規則62・一部改正)
- 4 編入日から当分の間、編入前の田主丸町及び北野町のそれぞれの区域における一般廃棄物の排出方法(家庭用の指定袋に係る規格の指定を除く。)及び一般廃棄物の処理手数料(家庭用の指定袋により排出される燃やせるごみの処理手数料並びに市が収集し、及び運搬する粗大ごみの処理手数料を除く。)の徴収方法については、この規則の規定にかかわらず、なお田主丸町規則又は北野町規則の例による。
(平27規則62・全改)
- 5 編入前の田主丸町及び北野町のそれぞれの区域における条例第6条第1項に規定する多量の一般廃棄物(燃やせるごみを除く。)の範囲については、第3条の3の規定は適用しない。
(平20規則46・全改、平22規則47・旧第7項繰上、平27規則62・一部改正)

附 則(昭和53年4月27日規則第18号)

この規則は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月26日規則第16号)

この規則は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日規則第15号)

この規則は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日規則第13号)

この規則は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月1日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則(以下「規則」という。)の規定により提出又は交付されたし尿浄化そう清掃業の許可申請書、許可証等については、改正後の規則の規定による浄化槽清掃業の許可申請書等とみなす。

附 則(平成3年8月22日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成4年10月31日規則第49号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定は、平成5年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成4年度中に承認をうけた集積所は、平成5年度にごみ集積所の承認があつたものとみなす。

附 則(平成5年3月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月31日規則第16号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月10日規則第41号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定は平成9年1月1日から、第3条の改正規定、第1号様式の3を第1号様式の6とし、第1号様式の2の次に3様式を加える改正規定(第1号様式の3に係る部分に限る。)並びに第6号様式及び第7号様式の改正規定は平成9年2月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第22号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年7月3日規則第49号)

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成13年2月1日規則第12号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年2月28日規則第14号)

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成13年5月8日規則第43号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成13年6月26日規則第57号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成15年3月14日規則第13号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年9月29日規則第61号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第7条の2及び第10条の2の改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年2月16日規則第3号)

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成16年3月16日規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月7日規則第37号)

この規則は、平成16年6月8日から施行する。

附 則(平成17年2月4日規則第90号)

この規則は、平成17年2月5日から施行する。

附 則(平成17年2月18日規則第97の3号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成19年12月19日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 編入前の田主丸町、城島町及び三瀧町のそれぞれの区域に係る家庭用指定袋(燃やせるものの排出に用いるものに限る。)の規格については、この規則の施行の日から平成20年6月30日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

(準備行為)

- 3 改正後の久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)附則第6

項の規定による指定袋の規格その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

附 則(平成20年3月31日規則第46号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第66号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日規則第20号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第47号附則第2項)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行日前に久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条から第13条までの規定によりなされた申請、処分その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月9日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき作成した様式があるときは、この規則の施行の日から1年を超えない間これを使用することができる。

附 則(平成23年5月13日規則第78号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前にこの規則による改正前の久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条の4第2項の規定による申込みを行った者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月30日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するための必要な準備行為については、この規則の施行の日前においても、これを行うことができる。

附 則(令和元年9月30日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前にこの規則による改正前の久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条の4第2項の規定による申込みを行った者に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定による様式で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年3月31日規則第15号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日規則第55号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平27規則62・追加)

品目

バインダー(文房具)	ハンガー(木製のもの)
ヘルメット	タイヤチェーン(ゴム製のもの)
自転車の空気入れ	石油ポンプ(手動・電池式)(電池を除く。)
掃除機(コードを切断したもの)	双眼鏡
ポット	ミキサー(ガラス部分を除く。)
泡立て器(コードを切断したもの)	鉛筆けずり(コードを切断したもの)
炊飯器(コードを切断したもの)	ビデオデッキ(コードを切断したもの)
ホットプレート(コードを切断したもの)	おもちゃ(金属製)
リール(釣具)	ローラースケート
自転車のチューブ(50センチメートル以下に切断したもの)	ホース(50センチメートル以下に切断したもの)
ロープ(50センチメートル以下に切断したもの)	

備考 上記以外のもので、市長が別に定める品目を含む。
別表第2(第3条の4関係)

(平26規則43・全改、平27規則62・旧別表第1繰下・一部改正、令元規則32・一部改正)

種目	品目	単価(円)
家庭電気製品	加湿機	310
	オーブン	310
	空気清浄器	310
	こたつ(こたつと天板)	310
	照明器具	310
	除湿機	310
	食器乾燥機	310
	ストーブ	310
	ズボンプレスサー	310
	扇風機	310
	掃除機	310
	電子レンジ	310
	パネルヒーター	310
	ハロゲンヒーター	310
	ファンヒーター	310
	布団乾燥機	310
	ホットカーペット	310
	ホットプレート	310
	ミシン(卓上式のもの)	310
	ミシン(卓上式以外のもの)	630
ミシン台	310	

映像・音響製品	もちつき機	310
	冷風機	310
	レンジ台	310
	アンプ	310
	カセットデッキ	310
	ステレオセット(ミニコンポ)	310
	ステレオセット(ミニコンポ以外のもの)	630
	スピーカー	310
	ステレオラック(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
	ステレオラック(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
	テレビ台	310
	テレビのアンテナ	310
	ビデオデッキ	310
	プレーヤー	310
	プロジェクションテレビ	1,270
ラジカセ	310	
OA機器	パソコンラック(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
	パソコンラック(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
	プリンター(家庭用のもの)	310
	コピー機(家庭用のもの)	310
水回り用品	ガステーブル	310
	換気扇	310
	洗面化粧台	630
	太陽熱温水器	1,270
	電気温水器	1,270
	流し台(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
	流し台(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
	ボイラー(家庭用)	630
	湯沸し器	310
	ふろがま	310
	浴槽	630
	冷水器	310
	レンジフード	310
家具	衣装箱	310
	いす(スプリング入りのものを除く。)	310
	いす(スプリング入りのもの)	630

	一面鏡姿見(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	一面鏡姿見(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	カラーボックス	310	
	げた箱(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	げた箱(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	サイドボード(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	サイドボード(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	三面鏡(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	三面鏡(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	食器棚(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	食器棚(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	ソファ(スプリング入り)	630	
	たんす(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	たんす(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	机(木製のもの)	310	
	机(スチール製のもの)	310	
	テーブル(折りたたみ式のもの)	310	
	テーブル(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	テーブル(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	ドレッサー(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	ドレッサー(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	本棚(一辺が1.5メートル未満のもの)	310	
	本棚(一辺が1.5メートル以上のもの)	630	
	ロッカー	630	
	ワゴン	310	
寝具	カーペット	310	
	じゅうたん	310	
	電気毛布	310	
	二段ベッド(解体した状態にあるもの)	630	
	布団(一重ね)	310	
	ベッドマット	1,270	
	ベッド(ベッドマットを除く。)	630	
	ベビーベッド	310	
	マットレス	310	
	座布団、夏掛、毛布(いずれも5枚まで)	310	
	趣味健康用品	マッサージチェア	630

エレクトーン	630
オルガン	630
ギター	310
サーフボード(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
サーフボード(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
ゴルフセット(ゴルフバックとクラブ)	310
スーツケース	310
スキー板セット(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
スキー板セット(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
電子ピアノ	630
ドラムセット	630
バーベル	630
ぶら下がり健康器	630
ルームランナー	630
アコーディオンカーテン(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
アコーディオンカーテン(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
網戸(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
網戸(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
犬小屋(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
犬小屋(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
植木剪定枝(一束)	310
植木剪定幹(3本まで)	310
植木鉢	310
ベビーカー(乳母車)	310
おまる	310
カーテンレール(一辺が1.5メートル未満のもので5本まで)	310
カーテンレール(一辺が1.5メートル以上のもので5本まで)	630
介護ベット(解体した状態のもの)	1,270
ガラス戸(一辺が1.5メートル未満のもので2枚まで)	310
ガラス戸(一辺が1.5メートル以上のもので2枚まで)	630
脚立(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
脚立(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
草刈り機	310
車椅子	310
車の座席	630
ごみ焼却炉(コンクリート製)	1,270

その他

米びつ(家庭用)	310
子供用遊具(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
子供用遊具(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
材木(長さ1.5メートル未満のもので3本まで)	310
材木(長さ1.5メートル以上のもので3本まで)	630
自転車(子供用)	310
自転車(子供用を除く。)	630
芝刈り機	310
障子(一辺が1.5メートル未満のもので2枚まで)	310
障子(一辺が1.5メートル以上のもので2枚まで)	630
滑り台(室内用)	630
タイヤ	630
畳	630
電動カー(バッテリーをはずしたもの)	1,270
電動車イス(バッテリーをはずしたもの)	1,270
ドア	630
板戸(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
板戸(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
トタン板(一辺が1.5メートル未満のもので3枚まで)	310
トタン板(一辺が1.5メートル以上のもので3枚まで)	630
ドラム缶	630
波板(一辺が1.5メートル未満のもので3枚まで)	310
波板(一辺が1.5メートル以上のもので3枚まで)	630
人形ケース	310
バイク(50ccまで)	1,270
はしご(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
はしご(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
ふすま(一辺が1.5メートル未満のもので2枚まで)	310
ふすま(一辺が1.5メートル以上のもので2枚まで)	630
ブラインド(一辺が1.5メートル未満のもの)	310
ブラインド(一辺が1.5メートル以上のもの)	630
ベビーバス	310
ベビーラック	310
ポリタンク	310
物置(解体した状態にあるもの)	1,270
物干し竿(長さ1.5メートル未満のもので3本まで)	310

物干し竿(長さ1.5メートル以上のもので3本まで)	630
物干し台	310
上記以外のもので重量が20キログラム未満かつ一辺が1.5メートル未満のもの。ただし、下記のものを除く。 1 エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ及びパソコン 2 ガスボンベ等危険なもの 3 その他建設系廃棄物、農業系廃棄物等	310
上記以外のもので重量が20キログラム以上又は一辺が1.5メートル以上のもの。ただし、下記のものを除く。 1 エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ及びパソコン 2 ガスボンベ等危険なもの 3 50ccを超えるバイク、自動車、ピアノ等収集運搬及び処理が困難なもの 4 その他建設系廃棄物、農業系廃棄物等	630

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

[第1号様式\(第2条関係\)](#)

(平27規則62・全改)

第1号様式（第2条関係）

ごみ集積所登録届出書

久留米市長

宛て

年 月 日

ごみ集積所について、下記のとおり届け出ます。

校 区 名	
-------	--

資源物	No.	資一	代表者	住 所	久留米市 町		
				氏 名	電話番号	—	
					利用世帯数		

回収容器管理の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	(いずれかを○で囲む。)
-----------	----------------------------	----------------------------	--------------

[資源物集積所の利用内訳]

燃 や せ る ご み	No.	可一	責任者	住 所	久留米市 町		
				氏 名	電話番号	—	
		利用世帯数					
		可一	責任者	住 所	久留米市 町		
				氏 名	電話番号	—	
		利用世帯数					
		可一	責任者	住 所	久留米市 町		
				氏 名	電話番号	—	
		利用世帯数					
		可一	責任者	住 所	久留米市 町		
氏 名	電話番号			—			
	利用世帯数						
可一	責任者	住 所	久留米市 町				
		氏 名	電話番号	—			
利用世帯数							

注意1 この届出書は、資源物集積所単位で登録し、地域の分別推進員等を通じて市に提出していただきます。*個別受付はできません。

2 太枠内のみ記入してください。

推 進 員 等 チ ェ ッ ク 欄		資源物集積所 No.	資一
----------------------	--	---------------	----

受付日 年 月 日

第2号様式（第2条関係）

『燃やせるごみ』集積所利用者名簿

年 月 日

校 区 名		燃やせるごみ集積所No.	可—
-------	--	--------------	----

責任者	住 所	久留米市	町
	氏 名	電話番号（ ）	
	利用世帯数	世帯	

〔利用者〕

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1		11		21		31	
2		12		22		32	
3		13		23		33	
4		14		24		34	
5		15		25		35	
6		16		26		36	
7		17		27		37	
8		18		28		38	
9		19		29		39	
10		20		30		40	

注意 1 この名簿は、燃やせるごみ集積所単位で集約し、地域の分別推進員等を通じて市に提出していただきます。

2 太枠内のみ記入してください。

推 進 員 等 チェック欄		燃やせるごみ集積所 No.	可—
------------------	--	------------------	----

受付日 年 月 日

収集・運搬禁止命令書

住 所
氏 名 殿

久留米市長 印

あなたは、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の2第1項の規定に下記のとおり違反したので、同条第4項の規定により、集積所に排出された資源物(集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、再利用の対象となるものとして市長が規則で定めるもの)を収集し、又は運搬しないよう命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同条例第22条の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあります。

記

条例第3条の2第1項の規定に違反した事実等

1日 時	年 月 日	時 分頃
2場 所	久留米市	
3違 反 行 為	新聞紙 ダンボール 雑誌類 布類 カン類 ビン類 ペットボトル なべ、やかん等の金属製品 デジタルカメラ、携帯電話等の使用済小型電子機器等 プラスチック製容器包装 その他()	
4車両番号等		

収集
運搬
した。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、久留米市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として(訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。)、処分の取消しの訴えも提訴することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合にも提起することができます。(当該処分の取消しの訴えは、この処分後当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第4号様式(第3条関係)

久留米市指定ごみ袋

「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の
どちらにも使えます。まぜずにそれぞれ
決められた日に出してください。



- 生ごみは水切りをしましょう!
- 資源物などはきちんと分別しましょう!
- 「もったいないの心」でごみを
減らしましょう!

[第5号様式\(第3条関係\)](#)

(平27規則62・追加)

第5号様式(第3条関係)

久留米市指定 燃やせるごみ用 事業所専用ごみ袋
(紺色)
●この袋は家庭用のごみ置き場へは出せません！ ○ごみはこの袋に入れ、市の焼却工場へ持ち込んでください。 ○紙類はリサイクルし、ごみを減らしましょう。
(紺色)

[第6号様式\(第3条の4関係\)](#)

(平27規則62・追加)

第6号様式（第3条の4関係）

納付書(粗大ごみ処理手数料)

㊤ 口座番号 加入者名

住所 久留米市				氏名 様				領収日付印			
電話番号				小学校区名				粗大ごみ品名			
年度	会計	款	項	目	節	細節	細々節	所属			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

粗大ごみ処理手数料として、右記金額を納付します。

久留米市長宛て

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

納入者 — 金融機関(保管)


備考 この様式の大きさは、縦 114 ミリメートル×横 195 ミリメートルとする。

[第7号様式\(第3条の4関係\)](#)

(令元規則32・全改)

第7号様式（第3条の4関係）

粗大ごみ処理ステッカー



<p>㊤ このステッカーは、出される粗大ごみに貼付してください。</p> <p>㊥ 粗大ごみは指定された日、指定された場所に出してください。</p> <p>※ 領収日付印がないものは無効です。</p> <p>㊦ お問い合わせ先</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">氏名又は受付番号</td> <td style="width: 30%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">粗大ごみ品名</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※番号表示を希望される方は氏名を消して受付番号をご記入ください。 受付番号がわからない場合は左記の連絡先にご連絡ください。</p> <p style="text-align: right; font-size: 2em;">円</p>	氏名又は受付番号	領収日付印	粗大ごみ品名	
氏名又は受付番号	領収日付印				
粗大ごみ品名					

備考 この様式の大きさは、縦 114 ミリメートル×横 195 ミリメートルとする。

[第8号様式\(第4条関係\)](#)

(平27規則62・追加)

第8号様式(第4条関係)

○		○	
		No.	
		町	番地
		氏名	
し尿収集量通知書(控)			
(1) 収集量	1	確認印	
(2) 収集年月日	年 月 日		

		No.	
		町	番地
		氏名	
し尿収集量通知書			
(1) 収集量	1		
(2) 収集年月日	年 月 日		
		久留米市長	印
		[久留米市清掃津福工場 作業責任者]]

[第9号様式\(第5条関係\)](#)

(平27規則62・追加)

第9号様式（第5条関係）

一般廃棄物等処理手数料減免申請書

年 月 日

久留米市長 宛て

申請者
住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定により、一般廃棄物等処理手数料の減免を申請します。

廃棄物の種類	家庭系 ・ 事業系
廃棄物の内容	
減免の理由	